

山口県における海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱

令和2年10月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第139条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の推薦の求め及び募集並びに同条第2項に規定する推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「委員候補者」という。）の選定について、法及び法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦又は募集の区分)

第2条 日本海海区漁業調整委員会及び瀬戸内海海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の候補者の推薦を求め、又は委員になろうとする者の募集は、次の方法によるものとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 法人又は団体（定款、規約等を定めている団体に限る。）からの推薦
- (3) 個人の応募

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び委員の募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、任命予定日において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法第138条第4項第1号から第3号に規定する者
- (2) 法第140条に規定する者
- (3) 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (4) 令和3年4月1日時点で他法令等により委員との兼職が禁止されている教育委員会委員などの職にある者

(推薦手続)

第4条 第2条第1号及び第2号に規定により委員を推薦しようとする者は、次の手続を経るものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する個人からの推薦に当たって、別に定める様式により推薦書を知事に提出するものとする。
- (2) 第2条第2号に規定する法人又は団体からの推薦に当たっては、その代表者が別に定める様式により推薦書を知事に提出するものとする。

(応募手続)

第5条 第2条第3項の規定により委員に応募しようとする者は、別に定める様式により応募申込書を知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 知事は、委員の募集に当たっては、次に掲げる方法により周知するものとする。

- (1) 山口県のホームページへの掲載
- (2) その他知事が必要と認める方法

(推薦及び募集の期間)

第7条 推薦の求め及び募集の期間は、概ね1か月とする。

- 2 前項に定める期間は、知事が必要と認めるときは、推薦及び募集の期間を延長することができる。

(委員候補者の公表)

第8条 知事は、第4条及び第5条の規定に基づいて推薦を受けた者及び応募した者に関する情報について、推薦及び募集の期間の中間並びに当該期間終了後遅滞なく山口県のホームページに掲載することにより公表するものとする。

(委員候補者の審査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、委員候補者の評価に関して、山口県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対し、意見を求めるものとする。

- 2 選定委員会は、委員候補者を評価し、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 選定委員会の組織及び評価の基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(委員の任命)

第10条 知事は、推薦及び募集の結果並びに選定委員会の意見を受け、委員候補者のうちから委員として適当であると認められる者について、県議会の同意を得て委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 知事は、海区委員に罷免、失職又は辞任により欠員が生じることで、海区漁業調整委員会の運営に重大な支障が生じる場合や、漁業者等の委員が過半数を割った場合若しくは学識経験を有する委員並びに利害関係を有しない委員が欠けた場合は、委員の補充に努めるものとする。

- 2 前項の場合において、第2条の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。